

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島情況雑件 第二卷

| | |
|-------|--|
| メタデータ | 言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 財産、請求権の処理問題, 鉱業権, 岩崎与八郎, 九州電力K・K, 奄美大島, 北緯三十度以南, 南西諸島、南方諸島及び南洋群島, 信託統治地域 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属: |
| URL | http://hdl.handle.net/20.500.12000/43869 |

(6)

北緯三十度以南、南西諸島**仁國**法令集

北緯三十度以南の南西諸島に関する法令集

管理局総務課

1/3.0.4

序　　言

講和会議を近い将来に控え、北緯三十度以南の南西諸島に対する各般の調査研究をなす必要があるが、従来その管理に關し、日本政府あるいは総司令部から發せられた諸法令、通牒、覚書等を事項別に類別、蒐集して大方の参考に供したい。

なお、この中にはすでに改廢されたものもあるが、日本政府あるいは総司令部の管理政策の推移を察知せる意味で、特に不需要と思われるものを除き掲げることとした。

目録

- (1) カイロ宣言 昭和二〇一〇年一月一頁
(2) ボツダム宣言 昭和二〇一〇年一月一頁
(3) 若干の外廓地域を政治上行政上日本から分離することに關する覚書 昭和二〇一〇年一月一頁

- 行政に關する事項

- (1) 沖縄県關係行政事務内務省指置要領 昭和二〇一〇年五月一頁
(2) 沖縄県行政事務の取扱いに關する内務省通牒 昭和二〇一〇年六月一頁
(3) 沖縄県事務所規定 昭和二〇一〇年七月一頁
(4) 沖縄県行政事務に關する九州地方總監から内務大臣宛回答 昭和二〇一〇年八月一頁
(5) 地方自治法施行規定 昭和二〇一〇年九月一頁
(6) 沖縄關係義務處理要領 昭和二〇一〇年十月一頁
(7) 沖縄關係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に關する政令 昭和二〇一〇年十一月一頁

- (8) 沖縄県知事の発行した恩給証書の書換に關する手續並びに恩給法臨時特例附則第十七條の規定によるその恩給改定及び請求手続 昭和二〇一〇年一月一日至三月三十一日
(9) 沖縄關係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に關する政令の一部を改正する政令 昭和二〇一〇年二月一日至三月三十一日

渡航に關する事項

- (1) 沖縄県人の帰還に關する總司令部覚書 昭和二〇一〇年三月一日至三月三十日
(2) 琉球人の帰還に關する總司令部覚書 昭和二〇一〇年三月一日至三月三十日
(3) 朝鮮人、中國人、琉球人及び台灣人の登録に關する總司令部覚書 昭和二〇一〇年三月一日至三月三十日
(4) 日本人及び非日本人の引揚に關する總司令部覚書 昭和二〇一〇年三月一日至三月三十日
(5) 現に日本に居る琉球人の引揚に關する總司令部覚書 昭和二〇一〇年四月一日至三月三十日
(6) 日本からの集団引揚の終了に關する總司令部覚書 昭和二〇一〇年四月一日至三月三十日
(7) 非日本人の引揚に關する總司令部覚書 昭和二〇一〇年四月一日至三月三十日

(8) 朝鮮人、琉球人等の送還に關する引揚 昭和二二一月一七日 四一頁

援護院援護局長から各都道府県知事宛
通牒

(9) 琉球人の引揚に關する總司令部覺書 昭和二二一月一七日 四三、四三、
四三、

(10) 琉球人の引揚終了に關する總司令部覺書 昭和二二一月一七日 四三、
四三、

(11) 琉球人の本国送還期限に關する極東軍 司令部涉外局長發表 昭和二二一月一七日 四五、
四五、

(12) 日本人及び非日本人の引揚に關する總 司令部 覚書 昭和二二一月一九日 四七、
四七、

(13) 同情に値する理由による琉球諸島への 旅行に關する第八軍作戰命令 昭和二二一月一四日 四八、
四八、

(14) 琉球より日本への旅行に關する總司令 部 覚書 昭和二二一月一四日 四八、
四八、

(15) 同情すべき理由による琉球諸島への旅 行 昭和二二一月一七日 五六、
五六、

(16) 日本から琉球へ及び琉球から日本への 旅行に關する總司令部 覚書 昭和二二一月一七日 五六、
五六、

(17) 非日本人の引揚に關する覺書の廃止に 關する總司令部 覚書 昭和二二一月一九日 五七頁

四 不法出入國制限に關する事項

(1) 旧日本占領地の日本人引揚及び日本よ りの非日本人引揚に關する總司令部 覚書 昭和二二一月一六日 五九、

(2) 琉球人の引揚終了に關する總司令部 覚書(略) 昭和二二一月一三、

(3) 日本への不法入國の抑制に關する總司 令部 覚書 昭和二二一月一六日 五九、

(4) 北緯三十度以南の南西諸島に本籍を有 する者の渡航制限に關する臨時指置令 昭和二二一月一六日 五九、

(5) 北緯三十度以南の南西諸島に本籍を有 する者の渡航制限に關する臨時指置令 施行規則 昭和二二一月一六五、

(6) 不法入國者等退去強制手続令(省略) 昭和二二一月一八

五 財産の移動制限に關する事項

(1) 金、銀、証券及び金融證券の輸出入統

制に關する總司令部覚書

昭和二〇一九二二六七頁

- (2) 金融取引の統制に關する總司令部覺書

昭和二〇一九二二六八九

- (3) 昭和二十年勅令第五百四十二号ボツダム宣言の受諾に伴い発する件に基く金銀又は白金の地金又は合金の輸入の制限又は禁止等に関する政令

昭和二〇一九一九一五六九

- (4) 金、銀、有価証券等の輸出入等に基する金融取引の取締に關する大蔵省令

昭和二〇一九一五七〇

- (5) 日本人並びに出国時において携帯を許される個人の財産に關する總司令部覺書

昭和二〇一九一九一八七四

- (6) 「財産及び貨物の輸出入の取締に關する政令」抜萃

昭和二〇一九一九一九一〇

- (7) 「外國為替及び外國貿易管理法」抜萃

昭和二〇一九一九一九一〇三

- (8) 輸出貿易管理令

昭和二〇一九一九一九一〇八

- (9) 外國為替及び外國貿易管理法における附屬の島に關する命令

昭和二〇一九一九一九一四

- (10) 日本及び琉球諸島間國際郵便業務に關する總司令部覺書

昭和二〇一九一九一九一九

する總司令部覺書

昭和二〇一九一九一九一九四頁

- (11) 琉球諸島への一時旅行者の持參金に關する指定

昭和二〇一九一九一九一九一九六九

- (12) 琉球諸島への永住旅行者の持參金に關する指定

昭和二〇一九一九一九一九一九七九

- (13) つむぎ等の輸入税を免除する法律

昭和二〇一九一九一九一九一九七九

- (14) 關稅定率法の一部を改正する法律

昭和二〇一九一九一九一九一九一九

- (15) 北緯三十度以南の南西諸島の生産に係る物品の原產地證明書に關する政令

昭和二〇一九一九一九一九一九

(4) 法的地位に關する事項
力イロ宣言

日本に關する英、米、華三國宣言

一九四三年十一月二十七日
ローブルト大統領、蒋介石大元帥及びチャーチル総理大臣は各自の軍事顧問及び外交顧問とともに北アフリカにおいて会議を終了した。

11-10

右の目的をもつて右三大連合は連合軍中日本と交戦中の諸國と協調し日本軍の無條件降伏をもたらすに必要なる重大且つ長期の行動を続行すべし

(2) ボツダム宣言

日本田の隕伏假傳定義宣言
一九四五年七月二十日

カイロ宣言の條項は履行せらるべく又日本國の主權は本州、北海道、九州、四國及びわれらの決定する諸小島に局限せらるべし

(3)
若干の

聯合軍最高司令官總司令

一九四六年一月二十一日

（未了の事項並此類）
ことに関する覚書
連合国最高司令官總司令部
A G O 九一二一年一月二十九日 GS、SCAPIN 六七七
一九四六年一月二十九日
日本国外のすべての地域に對し、またその地域内にある政府役人雇用員その他すべての者に對して政治上又は行政上の権力を行使すること及び行使しようとして企てることはすべて停止する上う日本政府に指令する

卷之三

卷之三

100

卷之六

この指令中の條項はいずれもボツダム宣言の第八條にある小島嶼の最終的決定に關する連合國側の政策を示すものと解釈してはならない。日本帝國政府は日本国内の政府機關にしてこの指令の定義によると日本国外の地域に關する機能を有するすべてのものの報告を調製して当司令部に提出することを要するこの報告は關係各機関の機能、組織及び職員の状態を含まなくてはならない。右の第一項に述べられた機關に關する報告はすべてこれと保存し得る。但し、この報告は當司令部の檢閱を受けられる。上うにしておくことを要する。

四

日本帝國政府はすでに認可されてゐる船舶の運航、通信、氣象
關係の當軌の作業を除き、當司令部から認可のない限り日本国外
の政府の役人、雇用人その他のすべての者との間に目的のいかん
を問わず通信を行うことは出来ない。この指令の目的から日本といふ場合は次の定義による日本の範
囲に含まれる地域として、日本之四主要島嶼、北海道、本州、四国、九州と対島諸島
一千の隣接小島嶼、一千の隣接小島嶼から除外される地域として、
(a) 鬱陵島、竹島、濟州島 (b) 北緯三〇度以南の琉球（南西）列島
島、一口之島を含む伊豆、南方、小笠原、硫黃群島及び大東群
島、沖ノ鳥島、南鳥島、中ノ鳥島を含むその他の外廓太平洋全
島、千島列島、齒舞群島、水晶、勇留、秋勇留、志發、多樂
諸島 (c) 千島列島、齒舞群島、水晶、勇留、秋勇留、志發、多樂
諸島を含む一色丹島、島嶼を含む一色丹島、島嶼を含む一色丹島
(d) 一九一四年の世界大戰以来日本が委任統治その他の方法で奪
取又は占領した全太平洋諸島 (e) 滿州、台灣、澎湖列島 (f) 朝鮮及
び樺太、(g) 朝鮮及び樺太、(h) 朝鮮及び樺太、(i) 朝鮮及び樺太
この指令にある日本の定義は特に指定する場合以外今後當司令
部から發せられるすべての指令、覚書又は命令に適用せられる。

(1) 行政に關する事項
沖繩県關係行政事務 内務省措置要領（昭和二十年七月十五日）

事実上送金又は支拂の不可能なる現地職員の俸給等については便宜現地車より立替支拂を受くることとする。
その二 市町村に關する事項
各市役所及び町村役場の事務取扱所を福岡市に設置せしむること。各市役所及び町村役場の事務取扱所の職員は偶々出張中の市町村吏員をもつて構成せしむること。
適當なるものをして沖繩県の所要の市町村長臨時代理者たらしむること。
市役所及び町村役場の事務取扱所においては主として戸籍に關する事務、兵事に關する事務、引揚、市町村民の保護指導等に關する幹旋及び協力に關する事務等を処理せしむること。

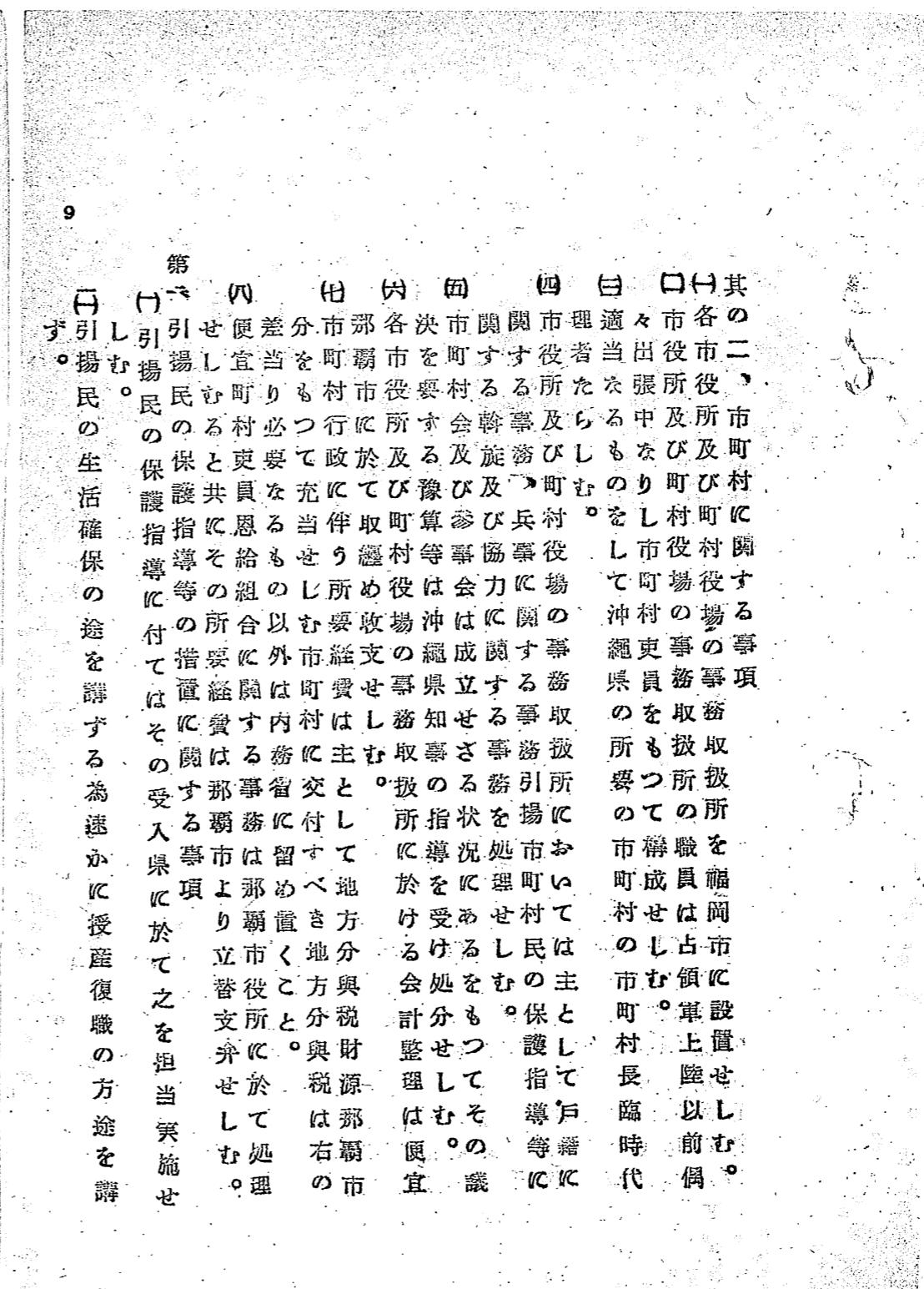
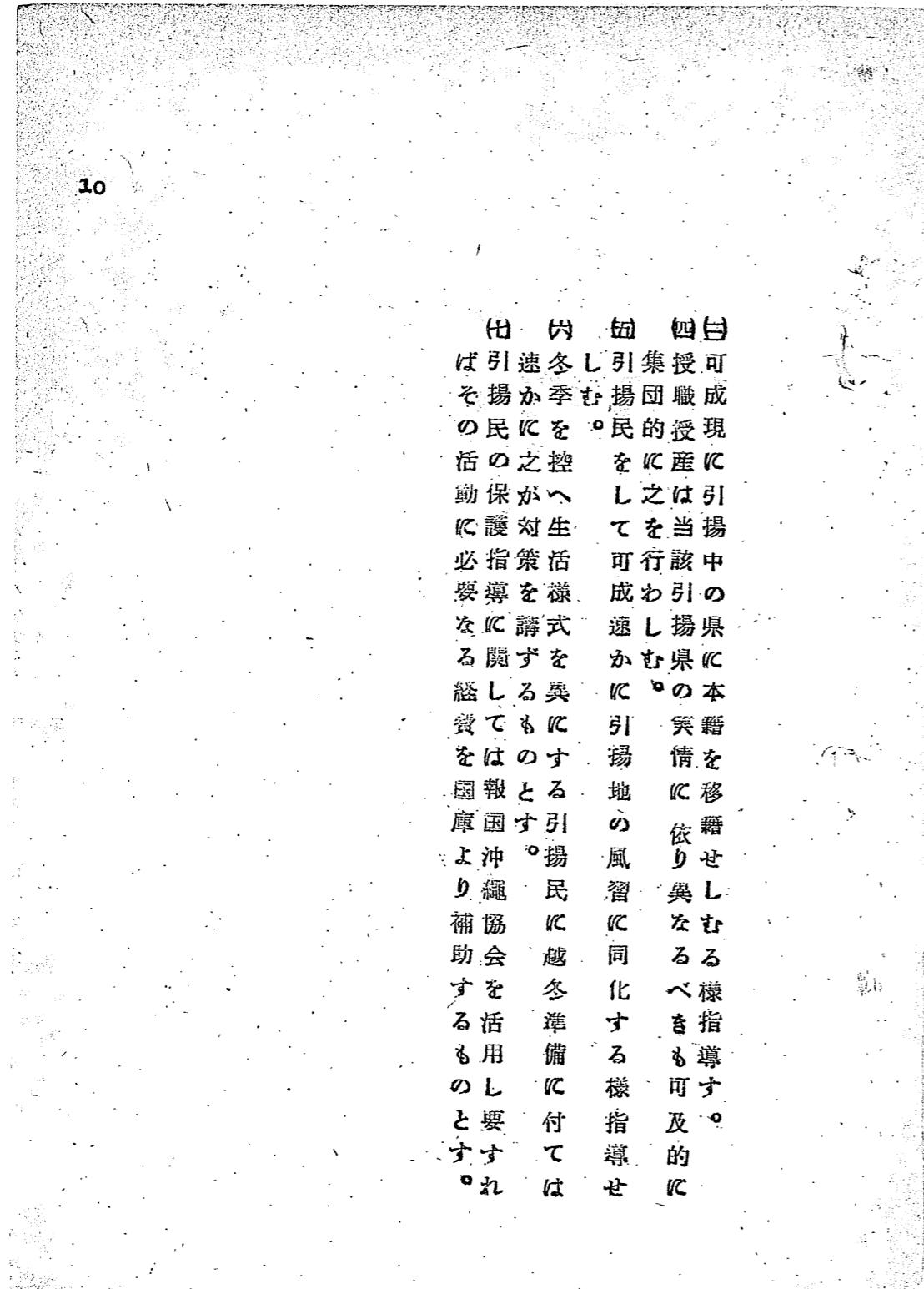
(2) 沖繩県行政事務の取扱いに關する内務省通牒

昭和二十年九月二十日
九州地方總監殿
沖繩縣行政事務の取扱に關する件
沖繩關係行政事務の措置方針に關してはさきに通牒致置候処事務處理の迅速適確を期し且つその徹底を図るため今後貴總監府に於いて右行政事務の処理及び引揚民の保護等に付積極的に関與相成様致度之が為貴總監副參事官をして沖繩県内政部長を兼務せしめることと相成候に付ては右御諒知の上万遺憾なきを期せられ度此段依命及び通牒候旨依命及成度申添候
追つて既設沖繩縣事務所は總監府内に之を移設せしむる様御配意相成度申添候

三

其の一、県に関する事項
九州地方總監府に沖繩に於する事務を處理する臨時沖繩県事務所を設け県庁關係の事務を総括せしむ。沖繩県に關する事務は實質的には九州地方總監府をして行はしむ。
九州地方總監府の副參事官をして沖繩県内政部長を兼務せしめ地方官官制第十條に依り形式上沖繩県知事に關する事務を代理處理せしむ。
さきに福岡市に設置せる沖繩県事務所はその儘九州地方總監府に移す。
県会及び參事會は成立せざる状況に在るをもつてその議決を要する豫算等は總て内務大臣の指揮を受け処分せしむ。
内県の行政に伴う所要經費は主として地方分與稅財源をもつて充當せしめ、その交付額は差當り必要なものに止む。
國費豫算に付ては現に支拂を要し且その可能なるものは地方官制第十條に依り沖繩県印事の職務を代理する沖繩県内政

第一般行政に関する事項
其の一、県に關する事項
ト九州地方總監府に沖繩に關する事務を處理する臨時沖繩県事務所を設け県庁關係の事務を総括せしむ。沖繩県に關する事務は實質的には九州地方總監府をして行はしむ。九州地方總監府の副參事官をして沖繩県内政部長を兼務せしめ地方官官制第十條に依り形式上沖繩県知事に關する事務を代理處理せしむ。さきに福岡市に設置せる沖繩県事務所はその儘九州地方總監府に移す。岡県会及び參事會は成立せざる状況に在るをもつてその議決を要する豫算等は總て内務大臣の指揮を受け处分せしむ。内県の行政に伴う所要經費は主として地方分與稅財源をもつて充當せしめ、その交付額は差當り必要なものに止む。國費豫算にては現に支拂を要し且その可能なものは地方官官制第十條に依り沖繩県知事の職務を代理する沖繩県内政部長を支出官として令達しその他は内務省に留め置くものとす。
内事実上支拂不可能なる現地職員の俸給等に付ては外務省を通じ占領軍と折衝の上別途措置するものとす。



12

第一、その他重要と認むる事項
第八條 所長は左記各号の事項については連帶なく報告すべし。
二、所員の毎月の勤怠状況に関する事項
三、前渡金の收支に関する事項
四、部長名をもつて任免嘱託せる者に関する事項
五、その他の必要な事項
第九條 所長は所名又は職名をもつて文書の照復をなすことを得
る。所長は所名又は職名をもつて文書の照復をなすことを得
る。

(4) 沖繩県行政事務に関する九州地方総監から内務大臣宛回答
二〇 総官第二五四号
昭和二十年十月十五日

内務大臣 堀 切 善次郎

九州地方総監府 総監 戸 塚 九一郎

沖繩県行政事務取扱に關する件

漂記の件に關しては、憂ニ福岡市に沖繩県事務所開設以来關係官吏に對する指揮監督等の措置を講じ來たりたるも、從来の方針にては當府としては其の十全を期し難く遺憾に有之候。処去月二十日付通牒に接し爾來新任副參事官等をして極力施策の妥當適切を期せしめつゝあるが、就中引揚民の保護指導に關しては地元県と協力し目下冬季を目前に迎ゆる折柄直ちに実施を要するものは之を急速実施に移すと共に逐次実施を要する事案に付いても、引揚中の沖繩県人有力者等と相圖り其の実効を期す可く目下夫々努力中に有之候。

引揚民の保護指導等の措置に付ては、通牒御指示の通り受入県に於て之を担当実施せしむ可く關係各県に夫々通牒すると共に副參事官を各県に派遣し、地元県と協議の上現地即応の対策を樹てつゝ有之候も何分言語風俗、生活様式等を異にする県民にして之が施

(5) 地方自治法施行規程（昭和二十二年五月三日政令第一九号）

以てする參與を新設する等之の機構を充実強化す。
二 前項の就農授産授職等は関係各省等の積極的助成援助に依り引
揚民の技能経験等を基礎として当分事務所指導の下に地元県を
通じ之を為さしむ。
三 九州引揚戦災者復員軍人及び徴用解除者中の失業者の特殊性に
鑑み国庫助成一般寄附金等を以てする財源団体へ仮称沖繩県特
別戦災者援護会に設置し地元県を通じ指導保護を図る。
四 時宜に応じ臨時沖繩県事務所を中心として連合軍占領下にある
沖繩県を実地調査せしめ懸案事項を解決せしめ又将来対策の一
賚たらしむ。

18

政令第三百六号
沖縄慶係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する件
内閣はボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に附する件
一昭和二十年勅令第五百四十二号に基き、ことに沖縄慶係事務整理に戸籍、恩給等の特別措置に関する政令を制定する。
第一戸籍及び寄留事務一
市町村長の管掌すべきものは、他の法令の規定にかかわらず福岡司法事務局に勤務する法務厅事務官で、法務総裁の指定する者が管掌する。
法務総裁は、前項の事務のため、福岡市に福岡司法事務局の出張所を置くことが出来る。
第一項の事務に關しては、市町村長の戸籍及び寄留事務の處理に關する他の法令の規定は、同項の規定により指定された法務厅事務官に、市役所又は町村役場に關する他の法令の規定は

(7)

沖繩關係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令をここに公布する。

1

(四) 所要経費は関係各庁において夫々予備費をもつて支弁する。
なほ六月以降の沖縄県事務所の経費及び廃止に伴う整理費
は總理府官房自治課において従前の例により措置する。
考
由
件(一) 本件は十月一日より実施する。
本件決定に伴い昭和二十三年七月九日の閣議決定は廃止せら
れえたものとする。

前項の出張所に準用する。
第一項の事務は福岡司法事務局長が監督する。
第一項の事務につき、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）及び寄留手続（大正三年勅令第二百二十六号）の規定によつて納める手数料は國の收入とする。

（一）恩給事務
第二條 都道府県の負担すべき恩給で沖繩に係るものは恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十六條の規定にかかわらず国庫

大正十二年法律第四十八号第一第六條の規定によれば、内閣総理大臣が負担する。都道府県知事の裁定すべき恩給で沖縄県に係るものは恩給法第十二条の規定にかかるわらず、総理庁恩給局長が裁定する。

地方自治法施行規定の一部を改正する政令をここに公布する。
御名御璽
昭和十三年九月三十日

政令第三百七号
地方自治法施行規程の一部を改正する政令

一 條の規程の一部を改正する政令を制定する。

地方自治法施行規程（昭和二十二年政令第十九号）の一部を次
のように改正する。
第七十六條 削除
附 則
この政令は昭和二十三年十月一日から施行する。
内閣総理大臣 芦田 均

20

序
令

法務厅令第六十四号

沖繩關係事務整理に
昭和二十三年政令第

沖縄關係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令
昭和二十三年政令第三百六号第一條第二項の規定に基き、福岡
司法事務局の出張所として沖縄關係戸籍事務所を置く

この命令は昭和二十三年十月一日から施行する
昭和二十三年九月三十日

法華總義 錄 木 義 男

21

總理令第七十二號

(8) 理序令第七十二号 沖繩県知事の發行した恩給証書の書換に關する手續
恩給法臨時特例附則第十七條の規定によるその恩給 昭和二十三年十二月一日

及ひ請求手續
第一條 沖繩県知事の發行した恩給証書により恩給を受ける者は
外務大臣を経由して、左の書類を総理庁恩給局長に差し出すこ
とを要する。

一、恩給受給届（別記第一号様式）
→公務員又は公務員に準ずる者の在職中の履歴書
→恩給証書

四 公務員又は公務員に準ずる者として恩給を受ける者は戸籍抄本一これに準ずるものを含む一、これらの者の遺族として恩給を受ける者は戸籍謄本恩給証書を差し出すことの困難な事情にある者は、その事情を詳記した一類を差し出すことを要する。

第二條 総理府恩給局長は、前條の書類について調査の上、恩給法臨時特例一昭和二十三年法律第百九十一号一附則第十七條の規定を適用して計算した改定年額及び従前の恩給年額を表示した恩給証書を発行し、これを権利者に交付する。

第三條 総理府恩給局長は、前條の規定により書き換えた恩給証書を交付する際、支給に關じて必要な事項を東京貯金支局長に通知する。

22

第四條 第一條の規定の適用を受けるべき者であつて恩給法臨時特例附則第二十一條但書の規定により同法第七條第一項又は第八條第二項の規定による加給について改定の請求をしようとする者は、第一條の規定によるもの外、改定請求書へ別記第二号様式又は第三号様式一に左の書類を添付して、これを総理庁恩給局長に差し出すことを要する。

第一、加給の原因となる者の戸籍謄本

二、加給の原因となる者が恩給を受けた時に生計を維持したこと、又はこれと生計を共にすることができた申立書へ別記第四号様式又は第五号様式一

第五條 この命令に別段の定のない事項については、恩給々與規則一大正十二年勅令第三百六十九号一を準用する。

附則 この命令は、公布の日から施行する。

23

第二号樣式

恩給年額
恩給証記号番号
受給者肩書氏名
今後支給を受けようとする郵便局
右の通り届け出る。
年 月 日
本籍地
現住所
受給者 氏
名 (印)
總理府 恩給局長 殿

第二号様式

增加恩給年額改定請求書
傷病年金
恩給証書記号番号

証書の日付

恩給年額
恩給法臨時特例附則第十七條の規定によつて前記恩給年額を改定されたく、証拠書類を添えて請求する。

年月日

本籍地
現住所

請求者 氏 名印

總理府恩給局長殿
支給郵便局〇〇郵便局

25

第三号様式

扶助料年額改定請求書

扶助料証書記号番号

証書の日付

扶助料年額
恩給法臨時特例附則第十七條の規定によつて前記扶助料年額を改定されたく、証拠書類を添えて請求する。

年月日

請求者 氏 名印

總理府恩給局長殿
支給郵便局〇〇郵便局

26

28

扶助料の加給の原因となる遭族の生計関係申立書
加給の原因とを公務員又は公務員に準する者との続柄
る遭族の氏名

第五号樣式

右の通り申し立ててる。

扶助料受給者

四

名

(E)

扶助料の加給の原因となる遺族の生活関係申立書
加給の原因となる公務員又は公務員に準ずる者との統柄
る遺族の氏名

扶助料の加給の原因となる遺族の生計関係申立ての氏名とを公務員又は公務員に準ずる者との統柄

加給の原因とな
公務員又は公務員に
準する者との統柄

— 2 —

2

右の通史中上

年月

四

5

二

名

20

第四號樣式

增加恩給の加給の原因となる者の生計関係申立書
傷病年金

政令第9

第三百九十六号 一昭和二十四年十二月二十一日 一
冲縄縣馬路整備部 附圖

政令第三百九十六号（昭和二十四年十二月二十一日）
沖繩關係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する
政令の一部を改正する政令
内閣はボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件（昭和
二十年勅令第五百四十二号）に基きこの政令を制定する。
沖繩關係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令
（昭和二十三年政令第三百六号）の一部を次のよう改正する。
第一條第一項中「沖繩」の下に又は北緯三十度以南北緯二十七
度以北の南西諸島一〇之島及び與論島を含む」を加える。
附 則
この政令は昭和二十五年一月一日から施行する。

法務統裁殖田俊吉

(1) 沖縄県人の帰還に関する事項
連合軍最高司令部
三七〇〇五一一一四六一〇

右の如きは、A及び本司令部の受領せる同種の他の内容は適當なる食糧、住居及び衣服の欠乏を示し居る沖繩県人の生活は總体的に最低限度以下にして来るべき数カ月間に多数の死者を予想せらる。日本帝國政府は沖繩県人に對し左の通り通告すべし。
○ B 日本帝國政府は沖繩縣人に対する現状の通報を以て、沖繩本島は軍事上の必要により帰還に關し閉鎖せらる。沖繩本島帰還の可能性については猶研究中なること。
○ C 得さざる前に前掲の申請に於けるAの申請に於ける沖繩の要請は目下の如きに付され
○ D Aの申請に於ける沖繩の要請は禁止められ居る。

(3) 朝鮮人・中國人・琉球人及び台灣人の登録に関する覚書
連合国最高司令官總司令部

(4) すべての宮古・石垣島に向う者及び九州内にある奄美徳之島に向う者は浦賀より
九州以外にありて奄美徳之島に向う者は浦賀より

日本帝国政府は、日本に居住するすべての朝鮮人・中國人・琉球人及び台灣人を昭和二十一年三月十八日までに登録しなければならない。
登録は、次のことを含むことを要する。

いわゆる在留登録の登録年令別には、本國における住所へ職業

日本帝国政府は前掲一Bの規定に従い困窮しある沖繩引揚民に
対し遅滞なく食料・住居・医療・寝具及び被服を給與すべし。
其本覚書の内容は関係米軍官憲に通達せられたり。

(2) 琉球人の帰還に関する覚書

A G 三七〇・〇五一五 J a n 四六一 G O S O A P I N 五五八
昭和二十一年一月五日
一 一九四五年十二月二十六日付本司令部あて G L O 一三七一 (五二)
「琉球人帰還の件」に關し
ニ 現在日本に在る琉球人にして琉球諸島の家郷に希望するものは
沖繩を除き遅滞なくその家郷に帰還せしむべし
ニ これ等の帰還に關しては左記による
省略

琉球人の送還は左記の如く計画せらる

日本政府は
イ 前記第三項により船舶の運航を考慮の上琉球人を目的地別
口に取まとめ鹿兒島及浦賀に集結せしむべし
ハ 要なる細部につき船舶運営会と協議すべし
事項につき第三項による浦賀よりの琉球人の帰還に附隨する細部
第八軍付厚生省代表者を通じ第八軍司令部と協議

三四

は、引揚を希望する旨登録する者は日本政府の発する指示に従つて引揚を行わなければならず。さもないと、引揚の特典を失うこと。日本に残留することを希望する旨登録する者は、引揚の特典を失うこと。

最高司令官に代つて
高級副官

龍溪先生全集

5

(4) 日本人及び非日本人の引揚に關する覺書
連合國最高司令官總司令部
A G S C A P I N 九二七一昭和二十一年五月七日 A G A P O 五〇〇
件名 日本人及び非日本人の引揚
いこの覺書は次の引揚を規律する基本的指令である。
い次の者の軍管理下にある地域からの日本人
い合衆國太平洋陸軍部隊最高司令官
中華民國陸軍大元帥
南西アジア連合軍最高司令官
オーストラリヤ軍最高司令官
ゾ連額東軍最高司令官
以前に中國、台灣、朝鮮及び琉球諸島の住民であつて
に移動させられたもの

高級副官

臘官部竹竹將

連合国最高司令官總司令部
（S C O A P I N）一〇八一昭和二十二年五月七日付件名
件名現在日本に居る琉球人の引揚
（參照）連合国最高司令官よりの A G 三七〇・〇五（一一、五、
七、G O）— S C A P I N 九二七一昭和二十一年五月七日付件名
「引揚」へ修正されたるもの
右の參照覺書に含まれる指示の中本覚書と抵触するものはすべ
て廢棄される。
左記の計画は現在日本に居る琉球人で琉球諸島への帰属を希望
する者の引揚を規制するものである。
日本人乗組船舶は日本の鹿児島、吳、名古屋及び佐世保の諸港
と沖繩宮古、石垣及び奄美配船されつつある。
いは奄美大島の諸島との間を折返し航海する。
ろのカツチン湾へ引揚げしめる。
いは奄美大島の古仁屋へ引揚げしめる。
の官古列島向け引揚者是官古へ引揚げしめる。
上記の八重山列島向け引揚者は石垣へ引揚げしめる。
ほには琉球人は毎週左記の割

合で次の港から送出される。

日本帝国政府は、引揚者に對して引揚船に乗船前六日間の検疫を実施せよ。然るべ季節の間にコレラ注射を二本と、乗船前に各引揚者に對して天然痘のワクチン注射一本とを施行せよ。上記四の項に規定した逸出率で確実に引揚げ得る為に充分な數の琉球人を然るべき受入事務所に待期せしめよ。上記四に規定したより琉球人引揚者を送還せよ。琉球人の引揚に從事する船舶には夫々一名の医師と二名の看護人とを配乗せしめよ。船内検疫対象疾病患者がある場合にはその旨を琉球入港地の米國責任機関に到着後直ちに通報するよう船長に要求せよ。船長は可能ならば伝染病患者のない旨をも報告せよ。引揚の期間中家族の集団を完全に離持せよ。以下略と。

最高官員代理
高級副官大佐 ジョン・ビーバークリーク代理
アルハワイハーシイ

西門陽の考略(一)関する論著

連合國最高司令官總司令部

（SODAPIN）四一四一昭和二十一年十二月十九日
日本からの集団引揚の終了（GODAPO）五〇〇

（1）昭和二十一年十二月二十二日までに前記「ろ」の規定に基いて引揚の資格を有する琉球諸島への引揚者を名古屋、本帝國政府は次のこととすることを要する。

38

(2) 吳、鹿児島及び佐世保所在の收容所に收容処理すること。
すべての資格ある引揚琉球人を退くも昭和二十一年十二月二十八日までに連合國最高司令官が提携する船舶によつて名古屋、吳、鹿児島及び佐世保收容所から送り出すこと。

不法入園者
軍事裁判等に依り強制送還を命ぜられた者
右第三に上つて帰還を許可せられた者は一人当たり五〇〇ボンドの身廻品の携行を許される。但しその運賃及び旅費は本人の負担である。

卷之三

引揚援護院發業第八三九一號
昭和二十二年十二月十七日

院發業第八三九一號
十二年十二月十七日

ル・デ・ハイゼイ

期引揚船船について規定されてゐるのと同様に出国引揚者を乗
ろいたる船に付いて規定されてゐるのと同様に出国引揚者を乗
り揚船せらる船を準備しなければならぬ。前記の指示に従つて船を準備するべき通告を受け
る。佐世保援護局から船の出航予定港に引揚者を移動させること。
と、この際引揚者の出発港における滞留を最小限とするよう
は、引揚者の受入、船内における引揚者の保護及び下船港にお
ける關係當局への引揚者の引渡しに關して従うべき手続につい
て船長に指示を與えること。
るいに數引揚船を越えて船は船舶の都合つき次第退去されることとし、次の員
一隻各船船員は船員にはならない。
最高司令官に代つてアリ
副官部付大佐ジョン・ビー・クリリに代つてアリ

琉球人の引揚終了に關する覚書
（10）
眞金國最高司令官總司令部
G A P O 一四三三二十三年十月六日—G A A P O 五〇〇
件名 琉球人の引揚終了

連合國最高司令官總司令部
A G O 一四三、三、二二三年二月二十六日—G A A P O 五〇〇
—S C A P I N 一八六四— 昭和二十三年二月二十六日
件名 琉球人の引揚
一連合國最高司令官總司令部の得た情報によると、琉球人は日本
返し往復している。
琉球人は昭和二十年九月二日以前琉球で善意で居住していれた
こととが証明されない限り琉球への旅行は許可されない。
前記この規定に従つて引揚の資格を持つ琉球人に對しては日本
への帰還は連合國最高司令官からその都度許可を得ない限り許
されない旨通告するため必要な措置が執られるることを希望する
最高司令官に代つて
高級副官
副官部付大佐 アール・エム・リードヴィアイ

引揚援護院援護局長

都道府県知事 肅
朝鮮人琉球人等の送還に關する件
標記については嘗つて計画送還當時病氣等の理由によつて帰還
して各都道府県知事の發行する帰還証明書により送還中であつたと
ころ朝鮮人については去る九月三日連合軍總司令部の指示により
一時停止ししたのであるが、今般更に總司令部から指示があつて爾
ら御承知の上その様御配慮煩わしい。
琉球人等の送還は本年十二月をもつて一應終了と
なりを且つ外地より引揚げて來る者の送還とも併せ考慮せられるから
御配意願いたい。
今後ともこれ等の者等の送還を繼續致したいからその点御諒承の上
御記

不法入國者
軍事裁判等に依り強制送還を命ぜられた者
右第三によつて帰還を許可せられた者は一人当り五〇〇ボンドの
品の携行を許される。但しその運賃及び旅費は本人の負担である
身廻品の帰還に關し連合軍最高司令部より正式の許可を得た者

弘揚護院攝護局長

第二次世界大戦中に日本に移住させられた琉球人で引揚を要請した者すべてを本国へ送還する総司令部の包括的計画終了期日は昭和二十四年三月十五日と決定した。最初の計画は、昭和二十一年五月七日にはじまり同年十二月三十日に終了したが、この期間に十五万九千三百三名の琉球人が送還された。もつとも昭和二十一年十二月三十日以後、最初の計画に従つて引揚げる都合のつかなかつた琉球人に便宜を與える制限付計画が作成された。この制限付計画は昨年二月に実施され、週間五百名の琉球人の自発的引揚を規程した。昭和二十一年二月一日から昭和二十三年九月三十日までの期間に約一万八千名の琉球人が引揚を申込んだにすぎないが、そのうち一万七千八百七十一名が昭和二十三年九月三十日以前に輸送

(1) 琉球人の本国送還期限に関する極東軍総司令部涉外局発表
昭和二十三年十二月二十七日発表

ちり・申請に關係ある附隨的な事務
予定の出発港及び渡航方法
日本への不法入國琉球人は日本政府に
運営会の船便をもつて送還され
最高司令官に代つて逮捕され且つ船舶
高級副官

副官部付大佐

アル・エム・リーヴァイ

昭和二十六年三月十五日以後各琉球人は同情紀値する場合に限つて自費で琉球へ旅行するために日本からの出国許可を申請することができる。これらの方の申請書は左記の事項を含まなければならぬ。
（一）出生地及び年月日
（二）日本における住所
（三）現在の職業
（四）旅行につき同情紀値する理由の陳述
（五）希望月日

さ
現れ
在、残
るものは
その後引続
きその生國へ
送還され
ていい。これら
の個々は
申請書を提出
する。自己の負担
でできる。
琉球へ旅行する個人は、同情すべき理由
に提出はしきる。このよう申請書はその度毎に米極東軍司令官は「引揚申請書」
に指名する代地の承認を求めるために地方軍政部當局に提出しなければなら
ない。

46

46

(12) 本人及び非日本人の引揚に関する覚書
連合國最高司令官總司令部
A G 三七〇、〇五二二十一一年五月七日—G O I O
昭和二十四年三月九日

S O A P I N 九二七／一七
昭和二十四年五月七日付連合國最高司令官修正賞書 A G 三七〇
○五二二一年五月七日—G O I O S O A P I N 九二七件名
二 前項の賞書の全頁は附屬「賞書の廢棄」を除いて廢棄し
三 前記第一項にあげた参考賞書の附屬VIの諸條項は、昭和二十四
八年一月十八日付日本政府にて賞書 A G 一三〇—二二十四年一月十四
日—E S S T I N · S O A P I N 一九六六件名「日本人の入
出國に際し携帶を認められる個人の財産によつて廢止すみである。
最高司令官に代つて
最高級副官副事部付大佐 アメル・エム・リーヴァイ
同封の賞書第二項に述べたもの（省略）

(13) 同情に値する理由による琉球諸島への旅行に関する第八軍作戦命令

47

六
参照賞書一のしる、附屬第二の第二項に列挙せらるべきは、當司令部より附屬第二
日本から輸出したり又は引き上げたりするときは、第三の積荷目録は、
琉球への旅行申請が許可されたときは、當司令部より附屬第二
は旅行許可書となる。いかなる場合にも、旅券、査証又は身分
は該軍政部係官は、その二通を琉球軍政部代表は、積荷
目録一通に受領の旨を記載し、それをもつての港軍政部係官を通じて日本港当局に返還することを要する。
日本港当局に返還することを要する。第三の積荷目録は、
琉球へ提出することを要する。琉球軍政部司令部へ A P O

本邦航行の旅人等の要求が否定された場合に於ては、不當な困難又は物質的被害を引き起すと認められたときににおいてのみ許可される。
日本から出港を許可された琉球人は、參照賞書一のろ、及びは、に規定されてゐるよう処理される。
出発港
い、門司は琉球向荷物の積出港、佐世保は琉球向旅行者の出発港として指定される。

(13)米國陸軍第八軍作戰命令
作戰命令第一五号 昭和二十四年三月十四日

参照昭和二十三年十二月二十三日付「琉球人の引揚終了」に関する日本政府あて 賞書AGO一四・三三一二二三年十月六日一
G A S C A P I N 第一九五〇号
ろ、昭和二十四年一月十八日付「日本入国及び出国に際し携帶を
許される個人財産」に関する日本政府あて 賞書AGO一三〇二
十四年一月十八日一 E S S F I N S C A P I N 第一九六六号
は、昭和二十三年三月二十九日付「日本の外國人検疫法規」に関する
最高司令官總司令部同章第九号
する連合国最高司令官の引揚計画は、昭和二十四年三月十五日をもつて終了す
る。
琉球諸島への旅行
い、昭和二十四年三月十五日以降琉球人個人は、同情に値する理
由ある場合に限り、日本から琉球諸島への旅行を申請するこ
とができる。この種の旅行は、個人の費用で、商業上の輸送
機関によつてか又は連合国最高司令官の定める料金で日本商
船管理局一S C A J A P一の船でなされる。附屬第一に示さ
れた如き様式の申請書四部をこの司令部軍政局あてに送付さ
れるため地方軍政部当局に提出することを要する。

5

SA
昭和二十三年十二月二十三日付日本政府にて覚書 AGO一四、三三(二十四年一月二十五日)O A 昭和二十四年八月十二日
S C G A P I N 一九五〇号及び
昭和二十四年一月十八日付日本政府にて覚書 AG一三〇一二
E S S A J I N 、 S O A P I N 一九六六号
昭和二十四年八月十五日以降琉球より日本への旅行は同情すべ
き理由がある場合か、又はその旅行が琉球及び日本の占領軍に
裨益する場合は許可されることができる。引揚の権利のみに
上る旅行は今後通知あるまで一時停止される。
前記第二項に概述されている條件の下に琉球から日本へ旅行す
る者は、自費拂つて商業輸送船で旅行するか又は總司令部が規定し
た賃率を支拂ふ。S C G A J A P の利用しうる船で旅行することと
が認められる。
琉球対軍政府の命ずる各個人は、各個人が日本への船賃を支拂ふ。在琉
球軍政長官に各個人からこのことを示すB号円表示軍票の受領書を在琉
球軍政長官に提出する。各個人は、各個人が日本への船賃を支拂ふ。在琉
球軍政長官に各個人からこの受領書を引き上げた上これを日本へ送付する。

10

証明書のよを文書は、この許可書の代りとして又はこの許可書と関連して使用されない。この司令部作戦命令第二四号昭和二十三年四月五日付件名「琉球人の引揚は廃止する。」ウオルター・中将の命により
参謀長参謀部付大佐 イー・エム・ランドラム

(15)

外書手旅り本 d o b a 参作米
 事は段行日指一五・件日 S 付 G 九、考同命印第
 課第又は本令琉日日一付 S 日一 A 日日運文情令第八
 を八は運かの琉一本通軍 S 合ら規よ G 政府
 通軍 S 合ら規よ G 政府 A 日日本最高司令
 民 C 軍軍 A 最高司令 A あて覚書
 て事 A 最高司令 A あて覚書
 地課 J 高司令 A あて覚書
 方あ A 司のつて覚書
 民て P 令旅各琉珠 I N O 一四
 部に語配船 I N O 二〇
 提でによつて定る同情す
 すすり定る件一三三
 一三一九四九年一月二十
 一九四九年八月十二日付
 た費用でべき理由あるもの
 に直接われる商業輸送を限
 れる個人財産に関する
 各県申請

理由による琉球諸島への旅行 一九四九年十二月七日

キニ支貰 本滯を号九昭 二
 ICの拂戻ニ円在認の四和支のう
 最交よがされ表中可附九ニ拂 S 受な日
 高高換うなれら示のさ属年十も○領書の受本
 級司しなさのの生れニ一四禁 A 政府は、
 副令て受けこ受受活だ、月止さ A 政府は、
 官官も領るの領書を提出するのを出各四
 副代うをこうはを支て款日一八日付
 官つた琉のな、日弁の、日本付の
 部てめ琉上受入本す者第 E S の日
 IC予極託、書港持た適用の日本付の
 東勘東京定持たに込めにさ規 I N は、
 軍司にの參いこ在れ定規 I N は、
 令対日本司にの參いこ在れ定規 I N は、
 部しし日本銀行さ長こか A PA
 経理部りは、に支店場發の本場へ一三〇
 長出にさ各対支店場發の本場へ一三〇
 提れ四日半に合給されたがら日 I G 一
 出た半日としがの九〇
 すチ期本よをしがの九〇
 る、毎円つ除た日旅六一
 フにてく日本行六一

アール・エム・リーヴィ

八本司令部作戦命令第十五号、一九四九年三月十四日付「やむを
うざる理由による琉球への旅行に關する件」は廢止される。

ウォーカー中将の指示により
E. M. ランドラム大佐

古文書
b. aれま申 b. a
個にをいたたた請購申、工、
人親出琉各琉時個の入請琉の琉
的定発球琉球に人拒し書球様球
にさす諸球諸のが否、はへ式球諸島
必れる島人島み琉が訪附ので永住に水
要たこにはに旅球不間屬一提
不手と一參永行政當期2時出
可続を時考住は府を間の的す
久に許的文す前の困中様居るす
なよ可に書る記公窮の式住。
荷るさ居aたために本概述され
物。aれ住じびC日には本概述され
のかたししひ再C日には本概述され
携れ各再C日には本概述され
行ら琉びC日には本概述され
をは球日規を述され
許琉人本定出さされ
可球はにさ發れ
さ諸參帰れすたるよない
れ島考還たる手こうに文す
るに文す
。一書る統とに許
時ために許可さ
的aめに許可さ
滯及する在
在び日。され
中C本 れる

S O A P I N 一五二七件名「非日本人の引揚」は廃止する。
 昭和二十四年三月九日付日本政府あて覚書 A G 三七〇五
 四六年五月七日「G O I O S O A P I N 九二七／一七〇五件名」
 参照覚書における非日本人の自発的引揚に関する全條項を廃止
 する。本日以降非日本人の自発的引揚は個人の責任においてなされる

渡されるための調査を行う目的で連合最高司令官によつて日本政府に
 渡された。調査が完了したとき、申請書は最終的決定を得るた
 く日本政府に通知される。許可が與えられた場合には
 これらの指令の規定のもとに旅行を許可されたものは税関移民
 及び検疫に関する現行諸規定に服する。許可を実行する
 を本政府關係機関と総司令部副官部との間の直接連絡はこの指
 定を実行するために許可された。最高司令官に代り副官部米軍代將 K . B . ブラシ

附属四

一永住のための申請書見本
 二一時的居住のための申請書見本
 三水住のための旅行許可書見本
 四一時的居住のための旅行許可書見本

四非日本人の引揚に関する覚書の廃止に関する覚書
 連合国最高司令官総司令部
 S A G O 一四・三三（二五年一月九日） G A
 S O A P I N 二一三〇 昭和二十五年十一月九日
 件名「非日本人の引揚」
 昭和二十二年二月十四日付日本政府あて覚書 A G O 一四・三三

内参
引二昭用G昭法月昭本年昭和二十二年十二月十日付
揚年和すD和入八和へ十和國抑制終十二る。二の二月二十不月十日
了月十船S船C二年十二月二十不月十日付
「六三船A年八月五日付覺書AG○○○・五(二十一年十二月十日付
G○○○・五(二十四年五月二十一日)GB/CIS/P.S.D
名先S
CAPIN二〇五五
日本政府の不法入国抑制

(2) 不法出入國制限に關する事項
する一般方針中抜萃六、七項
一九四六年三月十六日付「SGAPEN八二二」
六 日本引揚計画により日本へ又は日本よりの引揚人及び時定の場
合遠合軍最高司令官より許可せらるべき人員に限り引揚船にて
輸送せらるべし。
その本国に既に帰還せる非日本人は遠合軍最高司令官の許可の
なき限り商業交通が可能となるまで日本への帰還は許可せられ
ざるべし。
人、本附屬及び覺書に使用せられたる「非日本人」なる語は中國
人、台灣人、朝鮮人及び琉球人のみを含む。

第二條 前條の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは禁
止又は三万円以下の罰金に処する。
第三條 前條の犯罪行為の用に供した船舶で犯人の所有又は占有
に係るものは沒收する。犯人以外の者が犯罪の物その船舶を取
得した場合において、その取得の當時善意であつたと認められ
ないときは、同様とする。
（一）刑事訴訟の特例一
第四條 外国人登録令（昭和二十二年勅令第二百七号）第十五條
の規定は、第二條の罪に係る事件について、準用する。
（二）退去強制
第五條 法務総裁は、第一條の規定に違反した者に対し、退去を
強制することができる。

別表一、本州北海道
及ぶもの。前四号に掲げるものに附屬する島であつて日本の行政権の
九州四島

右の者に對し北緯三十度以南の南西諸島に本籍を有する者の渡航制限に關する臨時措置令（昭和二十五年政令第二百二十七号）に定める地域外に基く法務總裁の命令により左記によつて同令別表

第四條 執行者は、退去強制令書の執行を終つたとき又は執行不能となつたときは、その旨を附記してこれを発付した都道府県知事に返還しなければならない。
2 都道府県知事は、前項の退去強制令書の返還を受けたときは、直ちに法務総裁に報告しなければならない。
附 則
この政令は、公布の日から施行する。

(6) 北緯三十度以南の南西諸島に本籍を有する者の渡航
制限に関する臨時措置令施行規則

昭和二十五年七月二十一日

法務総裁 大橋 武夫

第一條 北緯三十度以南の南西諸島に本籍を有する者の渡航制限
により退去を強制するときは、第五條第一項の規程にて
以下被退去者といふ。一を令別表に定める地域外に退去させ
るものとする。

第二條 都道府県知事は、前條第二項の訓令を受けたときは、直
ちに、別記様式による退去強制令書を發付し、これを執行する
令第六條に掲げる者へ以下執行者といふ。一に交付しなければな
らない。

2 都道府県知事は、前項の退去強制令書を發付した場合には
直ちに法務総裁に報告しなければならない。

3 第三條 執行者は、前條の退去強制令書の交付を受けたときは、
これに署名押印しなければならない。

2 これに、執行者は、退去強制令書の執行に着手するときは、被退去
者に、退去強制の理由を告げなければならぬ。

3 執行者は、退去強制令書を執行するときは、退去強制令書

聯合軍最高司令部
A G 一三〇（二十年九月二十二日）
昭和二十年九月二十二日

五、財産の移動制限に關する事項
(1) 金、銀、証券及び金融証書の輸出入統制に關する覚書
連合軍最高司令部
A G O 九一・三一二十年九月二十二日一

一一二
金貨又は銀貨
金銀若しくは白金の地金又はこれ等のものの合金
通貨又は有価証券
小切手送金手形為替手形約束手形支拂指図書送金指図書その他の本邦の金融上の諸証書
状又は代理権その他の権限を授與すとき証書若しくは指図書
六 第二條 その他前各号に掲げざる債務証書又は財産権を証する証書
大蔵大臣の許可を受くるに非ざれば左に掲ぐる取引を為すことを得ず但し前條の規定に依り許可を受けたる場合はこの限りに非らず
一 本邦居住者が直接又は間接に全部又は一部を所有又は管理

外國為替管理法第一條及び昭和二十年勅令第五百七十八号
金銀若は白金又は合金の輸入の制限又は禁止等に関する件第
一條の規定に依り金銀有価証券等の輸出入等に関する金融取
引の取締に關し左の通定む
昭和二十一年十月十五日
大蔵大臣 子爵 澤 沢 敬 三

(3) 昭和二十年七月十五日
昭和二十年勅令第五百四十二号「ボッダム」宣言の受諾
第一條 大蔵大臣は命令の定むる所により左に掲ぐる行為を禁止又
は制限することを得
一、銀又は白金等へ白金、ルテニウム、ロヂウム、オスミウム、
イリヂウム及びイリドスミンをいう以下同じの地金又は合
金の輸出又は輸入
二、営業を行ふ外國人若しくは外國法人又は営業を行ふ本邦法人
にし大蔵大臣の定むるものと相手方とする金融上、商業上
の他営業上の契約
前項又は外國為替管理法第一條の規定に違反してなされた
行為はこれを無効とする
第四條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他
従業者が其の法人又は人の業務に關して前條の違反行為を行
ふときは行行為を罰するの外其の法人又は人に對し亦前條
の罰金刑を科す
第五條 本令の外國為替管理法の適用に付いては本州、北海道、四
九州及び其の附屬島嶼以外の地域はこれを外國とする

二 する在外財産
昭和十六年十二月七日以降において外國居住者が直接又は
間接に全部又は一部を所有又は管理する本邦内に在る財産
第三條 外國為替取引
本令において取引とは一切の財産の売買取得譲渡支拂持
出处分現状変更を含む一輸出若しくは輸入一切の財産の商取
引又は一切の財産に關する権利権限若しくは特権の行使を謂う
第四條 本令において在外財産とは左に掲ぐるものを謂う
外國居住者の負担となる一切の債権請求権銀行預金その他
預金及び信用取引
外國に在る事業営業又はこれ等のものに対する出資
有り
外國居住者に依り発行せられ又はその者の債務とな
る一切の有価証券小切手諸手形受領証保険証券その他所
有権又は債務を証する証書
一切の外國の著作権特許権商標権及びこれ等のものに關す
る一切の契約書又は許可書
日本銀行券貨幣（金貨を除く）政府の發行する小額紙幣臨時
補助通貨及びB号円表示補助通貨以外の一切の通貨
の取引本令前各号に準ずるもの
第五條 外國為替取引とは一切の外國通貨を含む總
ての取引へ若しくは外國よりの支拂若しくは譲渡

外國為替管理法第五條第二項の規定に依る犯則事件の調査に付ては關稅法規則の規定を準用す
附 則

(5) 連合国最高司令部

中華書局影印
古今圖書集成

(六) (二) 本覚書は日本即ち北海道、本州、四国及び九州の四島並びに占領軍の支配下にある附近の諸島嶼に入国若しくは右より出国する個人の携帶する財産を規定する基本的指令である。

(五) (一) 本所本指令の規定は一切の日本人及び占領軍の人員又は占領軍に所属するもの除く外國人に適用される。各覚書に包含されている。

爾今實際の上可能な範囲内でも、前記(一)に述べたる個人に依る日本は本覚書は本覚書の持込又は日本よりの持出に關する一切の一般的指令は本政府に使用する用語の定義は別紙附屬書類(五)に列記してある。各覚書に包含される。

日本は米國第八軍司令官の監督の下に別紙各附屬書類に規定を実行するため適用するものとする。

右合本定日本は最高司令官の署名を含む。規定項を実行するため適用するものとする。

右合本定日本は英和兩文を連続する。諸法令の写六部を連

(田) 領証、小切手、手形、約束手形、為替手形、債權、債務、著作権、商標及び特許権を標示する証書その他財産上の権利又はその利害関係を標示する証書の類を含む。

(乙) 一 身の廻り品とは荷物、被服、書物、化粧用具、自動車、一 台、家庭用品とは個人及びその家族が住居を設定し、又は維持するため必要と認められる物件を含む。

(丙) 一 職業用具とは通常個人の職業又は副業に使用する目的を有し且つ必要と認められる商道具を含む。

(丁) 占領軍に所属するものは左記の者をいう。

(A) 連合国占領軍の軍人並びに軍属にして公の命令に依り日本に入国し且つ占領軍との関係を断絶していないもの。

(B) 連合国との陸海空軍及び外交団の公的機關。

(C) 前記(A)、(B)に属する者の総ての家族。

(D) 外国人とは、占領軍の一員又は所屬員でないもので左記の者を意味する。

(E) 日本以外の国籍を有し且つその十分なる証拠を提示し得るもの。

(F) 無国籍者にてかつて日本人でなかつたもの。

(G) 商業上の入国者は昭和二十三年二月二十五日付連合国最

(三) (四) I

本覚書において使用する「通貨」とは権限ある機関に依り發行せられ、流通媒介物としての目的を有する鑄貨、紙幣、その他外市場において受取可能とする。金融証書類を含むものとする。

「金融証書」とは小切手又はその他の支拂指図書、銀行、プロ株式、債券、利札、引受手形、抵当証書、質入証、保険証書、留置權証券又はその他の受領証、船荷証券、為替手形、手形、社債、倉庫荷証券その他の受領証、船荷証券、為替手形、売渡証券、売買契約書、契約書、預金証書、銀行通帳、その他権利、所有権又は債務に關する証書類の一切を含むものとする。

「財産」とは通貨、地金、金融証書、銀行預金、貯金口座、一切の債務、負債あるいは負担、物品、商品、動産、在庫品、船舶特許権、不動産並びに右に対する利権、借地権、地役権、選沢権、特許権、特許権、商標、著作権、特許権に影響又は關係ある契約若しくは免許、保管函及びその他一切の権利若しくは利害關係を含む。

G F E D C B A 輸本日て日 日
 え但・・・広そ・・・用但金・入か本は本第本
 なし一一告う如日僞具し及金さら左へ一に附
 い狩切切・・・す何本造を所そ銀れ外府は運合國す
 猶ののの回るな銀・除くその他
 用武麻猥状よる行券造・變く方針に從うものをする
 彈器薬製・うな内対ししと有する者
 薬・若な物件を有する者
 は火しる写真及び絵画
 個藥くはその範囲内に記載の外貨通貨
 人のそ用具に對する謀反・反逆を唱導示
 内容を有する者
 の範囲内に記載の外貨通貨
 その他の爆發物
 において適當量の輸入は差支

高司令部連合國最第三号
 基き連合國最第三号
 拠い、占領軍の一員又は所屬員とは見なされない。
 本覚書の目的上商業上の入國に關する件
 に依り日本へ入國を許可せられたる者として取扱い
 たる者にて、本覚書の目的上商業上の入國に關する件
 に依り日本へ入國を許可せられたる者として取扱い

各國々専売特許権、実用新案権、商標権及び著作権を侵害する事件を右の如きに於て交換率によつて交換された米弗は連合国最高司令官の指定する貿易勘定に入金されるものとする。入国港において日本円貨に交換されない米国弗貨は日本へ入国するものから取上げて左の如きに於て當業許可を受けた外國銀行に売却し得る受領証と引換に日本銀行に委託されて連合国最高司令官の定める現行と外國為替管理規則に基いて利用されるか、又は連貨を引渡す個人の要 求に上り保管証引換えに日本銀行に保護預けをなし、日本から出国の際本人にて返還されるか又は後日日本政府は日本へ出入国する者から第二項(4)の規定により一切の日本銀行券を取上げ本指令の規定に従い保管するものとする。日本から朝鮮、又は琉球諸島に帰還する者から取上げた日本円貨に於ては左の特別措置を講ずるものとする。

産に對し、別紙内申の書式により日本に持込まれ又は持出される財産の出入國する際申告書を作成しこれにて署名することを要する。日本財のより六一四年四月四日付 S O A P I N 九九六・A G O 九一・三一(四)日本政府あるものとする。外交特権を有する者は身の廻りに署名するものとする。

六
日關上日 E D G B

第二章 小笠原諸島からの引揚邦人を含む引揚邦人は左記物件の持込を許可される。A
B
C
D
E
F
G
H
I
J
K
L
M
N
O
P
Q
R
S
T
U
V
W
X
Y
Z
受取可能の外債通貨、これは上記に示せる個人あて領收証と引換えに取り上げられる。但し米ドル貨の場合は上記に認められていており上陸港において日本銀行券と交換される。
日本固有の一日本において日本円表示で発行されたし訳注価証券、利札もしくは一般に有価証券と認められていてる証券、外債政府が取り上げた通貨又は未拂残高に対して日本人俘虜に發行した受取可能の外債為替表示の領收証。かかる領收証の交換は左記十三によりなされる。
送金円預金に対し、日本の銀行の在外支店が発行した円支拂の送金受領書、
貯金局、日本、朝鮮、台灣、關東州、滿州においてまた北支の郵便簡易保険証書、一郵便年金証書及び証明書を含む一及び日本の会社が発行したその他の保険証書、
日本における金融機関の発行した銀行預金通帳類、
日本陸軍又は海軍の野戰郵便局の貯金通帳類

10

する港に於て取上げられた日銀券と引換に渡された日本政府
発行の流通受領証を携帶することが出来る。

| 附編書類 | 日本への入國者から取上げる貨幣名 | 国名 | 貨幣名 |
|-----------|------------------|-----------|--------|
| アルゼンチン | ペソ | アルゼンチン | ペソ |
| オーストラリア | ボンド | オーストラリア | ボンド |
| ペルギー | シルリング | ペルギー | シルリング |
| ポリビヤ | ボリビヤーノ | ポリビヤ | ボリビヤーノ |
| ブラジル | クルゼイロ | ブラジル | クルゼイロ |
| 英領東アフリカ | フラン | 英領東アフリカ | フラン |
| 英領北ボルネオ | ボンド | 英領北ボルネオ | ボンド |
| ビルマ | ドル | ビルマ | ドル |
| カナダ | レヴ | カナダ | レヴ |
| セイロン | ドルビ | セイロン | ドルビ |
| チリ | ペソ | チリ | ペソ |
| 中華民国 | 円 | 中華民国 | 円 |
| 香港 | ドル | 香港 | ドル |
| ハンガリースランド | ペソ | ハンガリースランド | ペソ |
| コロンビヤ | ペソ | コロンビヤ | ペソ |
| ホンギュラス | ペソ | ホンギュラス | ペソ |
| 香港 | ドル | 香港 | ドル |
| アイスランド | ペソ | アイスランド | ペソ |
| ドミニカ共和国 | ペソ | ドミニカ共和国 | ペソ |
| エクワドル | クレ | エクワドル | クレ |
| エジプト | クローネ | エジプト | クローネ |
| エチオピヤ | コロンドル | エチオピヤ | コロンドル |
| エヴァルバドル | ペソ | エヴァルバドル | ペソ |
| エストニア | クロードル | エストニア | クロードル |
| エヴァンランド | ペソ | エヴァンランド | ペソ |
| 仏領印度支那 | ボンド | 仏領印度支那 | ボンド |
| ガテマラ | モルカル | ガテマラ | モルカル |
| パラグアイ | ドル | パラグアイ | ドル |
| ペルー | ドル | ペルー | ドル |
| ボラジン | クラクマ | ボラジン | クラクマ |
| ズロティ | ニーツアル | ズロティ | ニーツアル |

印度

ルビー

ボルトガル領

エスクード

イラク

デオナール

ボルトガル

リュード

ドイツ(西部)

ドイルマルク

スペイン

リュード

アルイランド

ボンド

サマニヤ

ベセタ

イラン

ボンド

クローナ

フラン

朝鮮

ボンド

シリヤム

ボンド

レバノン

ボンド

トルコ

ボンド

ルクセンブルグ

ボンド

ボリラード

ボンド

メキシコ

ボンド

ボリビヤ

ボリビヤ

オランダ

ボンド

ブルーヴル

ブルーヴル

蘭領東仏印度

ボンド

ボンド

ボンド

ニカラガ

ボンド

ボンド

ボンド

ニューカレドニア

ボンド

ボンド

ボンド

ノールウェー

ボンド

ボンド

ボンド

パナマ

ボンド

ボンド

ボンド

ウルグワイ

ボンド

ボンド

ボンド

ビルマ、ルーピー表示

ボンド

ボンド

ボンド

ドイツマルク表示

ボンド

ボンド

ボンド

米国軍票

ボンド

ボンド

ボンド

ソ連軍票

ボンド

ボンド

ボンド

91

92

H G F 、復員引揚規則、
I 、官印、不明者及び逃亡者の表
J 、行方不明者及び逃亡者の表
K 、文書、
L 、前軍人軍屬である死亡者に関する金錢的処理に必要な公文書、
M 、各地における日本人の人口調査、
N 、乗船港における点検を受けると、これらの物件は出港する引揚

A 日本国内に持ち込むことが許される軍用書類
B 軍人に關する左記軍政上の書類を海外から引揚げる元日本國軍人軍屬の最後の記録、復員書類を完備するに必要な他の公文書、人事に關する軍政法規はこの認可中に含まれる。
C 編制及び裝備表、兵力報告、軍令軍政の指令の改正、
D 衛生法規、病院記録、患者の報告、
E 軍法会議調書、逮捕監禁の記録及び訴訟継続中の事件の開算、
F 章需品記録、予算、受領証、純粹な軍事勘定の支出並び決算、
G 失踪者、
H 、各地における日本人の人口調査、
I 、前軍人軍屬である死亡者に関する金錢的処理に必要な公文書、
J 、各地における点検を受けると、これらの物件は出港する引揚

船に船積されたその地域の連合軍司令官によつて指定されたものが保管する。当該書類の保管を指令された管理人には、乗船港において與えられた資格証明及び検査済書を上陸港における所管当局に提示し右書類の最終的点検をうけて日本政府の保管に移す。右第一項の採項は政策の問題として解釈してはならぬ。従つて各地域連合軍司令官が必要と認めた書類をその地域に苗めおく特権を廢するものではない。

◎昭和二十二年三月二十日付覚書「文部よりの引揚日本人の携帯せ
る送金証書に關する件」AG-一二一(昭二二二六)ESS/ESCAPIN
◎昭和二十二年三月三十日付覚書「引揚日本人が携帯せる号、補助
金、融資、証券に關する件」AG-二(昭二二二七)ESS/ESCAPIN
◎昭和二十二年十二月十三日付覚書「引揚日本人の携行通貨及び
輸出入統制に關する追加指令」AG-二(昭二二二八)ESS/ESCAPIN
◎昭和二十二年十二月二十四日付覚書「引揚日本人の携行通貨及び
輸出入統制に關する追加指令」AG-二(昭二二二九)ESS/ESCAPIN
◎昭和二十二年一月二十一日付覚書「引揚日本人の携行通貨及び
輸出入統制に關する追加指令」AG-二(昭二二二一)ESS/ESCAPIN
◎昭和二十二年一月二十一日付覚書「日本政府の外國通貨買入に關
する件」AG-二(昭二二二二)ESS/ESCAPIN
◎昭和二十二年二月八日付覚書「引揚日本人携行の通貨及び金融証
書に關する件」AG-二(昭二二二三)ESS/ESCAPIN
◎昭和二十二年二月十五日付「テニアンからの引揚一般日本人所持
の通貨預り証券に關する件」AG-二(昭二二二四)ESS/ESCAPIN
◎昭和二十二年三月十日付覚書「オーストラリア。ニュージーラン
ドの他の地域からの引揚日本人に對し發行された通貨預り証
券に關する件」AG-二(昭二二二五)ESS/ESCAPIN
◎昭和二十二年三月二十七日付覚書「引揚日本人携行の通貨に關す
る件」AG-二(昭二二二六)ESS/ESCAPIN
◎昭和二十一年三月二十八日付覚書「引揚日本人携行の弗貨表示預
り証の交換に關する件」AG-二(昭二二二七)ESS/ESCAPIN
◎昭和二十一年三月二十九日付覚書「文部よりの引揚日本人の携帯せ
る送金証書に關する件」AG-二(昭二二二八)ESS/ESCAPIN
◎昭和二十一年三月三十日付覚書「引揚朝鮮人に對する通貨交換の

◎昭和二十年十二月六日付覚書「文部よりの引揚日本人の携帯せ
る送金証書に關する件」AG-二(昭二二二九)ESS/ESCAPIN
◎昭和二十年十二月十三日付覚書「引揚日本人が携帯せる号、補助
金、融資、証券に關する件」AG-二(昭二二二一)ESS/ESCAPIN
◎昭和二十年十二月二十四日付覚書「引揚日本人の携行通貨及び
輸出入統制に關する追加指令」AG-二(昭二二二二)ESS/ESCAPIN
◎昭和二十一年一月二十一日付覚書「引揚日本人の携行通貨及び
輸出入統制に關する追加指令」AG-二(昭二二二三)ESS/ESCAPIN
◎昭和二十一年一月二十一日付覚書「日本政府の外國通貨買入に關
する件」AG-二(昭二二二四)ESS/ESCAPIN
◎昭和二十一年二月八日付覚書「引揚日本人携行の通貨及び金融証
書に關する件」AG-二(昭二二二五)ESS/ESCAPIN
◎昭和二十一年二月十九日付覚書「輸出統制に關する追加指令」
AG-二(昭二二二六)ESS/ESCAPIN
◎昭和二十一年三月三十日付覚書「引揚日本人の携行通貨及び
輸出入統制に關する追加指令」AG-二(昭二二二七)ESS/ESCAPIN
◎昭和二十一年三月三十日付覚書「引揚日本人の携行通貨及び
輸出入統制に關する追加指令」AG-二(昭二二二八)ESS/ESCAPIN
◎昭和二十一年三月三十日付覚書「引揚朝鮮人に對する通貨交換の

◎ 昭和二十一年八月十五日付覚書「日本人引揚者の郵便年金証書に關する件」 A G O 一四三三（昭二二六一） E S S / F I S C A P I N 一一三五
昭和二十二年十一月六日付覚書「引揚邦人が日本の上陸港において提出せる通貨及び金融証書の集中に關する件」 A G 一三一
一昭二二六一 E S S / G P S C A P I N 一八二一
昭和二十三年六月九日付覚書「米国よりの個人引揚者の処置に關する件」 A G O 一四三三（昭二二六九） E S S / G P S C A P I N 一一三五
○ 六

件 P I A G O 九一。三一〇（昭ニベニミ〇） E S S / F I S C A
昭和二十一年三月三十一日付覚書「通貨勘定の資金解除の件」
一三〇（昭ニベニミ一） E S S / F I
昭和二十一年四月二十日付覚書「クサイエ島からの引揚者日本
人の没収資金に関する件」 A G 一二三（昭ニベニミ〇） E S S
/ F I S C A P I N 一〇三九 I A
昭和二十一年四月二十九日付覚書「朝鮮よりの引揚日本人の持
帰り通貨に関する件」 A G 一二三（昭ニベニミハ） E S S / F
I S C A P I N 九〇八
昭和二十一年五月七日付覚書別紙六「復員に関する件」 A G 三
七〇〇五（昭ニベニミ一） G O S C A P I N 九二七
昭和二十一年五月十九日付覚書「引揚日本人捕虜による C N C
ドル表示受領証の交換に関する件」 A G 一二三七（昭ニベニミ一
九一） E S S / F I S C A P I N 一二八四 I A
昭和二十一年六月十三日付覚書「引揚捕虜の收入」 A G 二四八
一昭二十一六月二十二日付覚書「カナダよりの引揚日本人に
関する件」 A G 〇一四三三（昭ニベニミニ） E S S / F I S C A
A P I N 一〇三四
昭和二十一年六月二十八日付覚書「支障なき国民の引揚に関する
件」 A G 〇一四三三（昭ニベニミハ） E S S / F I S C A P

注一、事業を行ふに際しては、連合軍司令官はその日本に在する他の品目と同様に、日本を出国する許可を許され得る。

注二、八連合軍司令官は、日本に在する他の品目と同様に、日本を出国する許可を許され得る。

※ 一方削除の事由
照格
立
付
本
入
國
者
氏
名
署
名

※ 本表中記載のものは私が日本へ持込み又は私の日本滞在中の個人財産、家財、職業用具成り立つており、且つ実際に下記の見本を証明する（注一参照）。

※ 本表中記載のものは私が日本へ持込み又は私の日本滞在中の個人財産、家財、職業用具成り立つており、且つ実際に下記の見本を証明する（注二参照）。

※ 作成し得る上に示されて居る如く日本をへ出國へ入國する許機にて、日本に到着より出發のためへ飛行許

※ 本表中記載のものは個人財産、家財、職業用具成り立つており、且つ実際に下記の見本を証明する（注一参照）。

※ 本表中記載のものは個人財産、家財、職業用具成り立つており、且つ実際に下記の見本を証明する（注二参照）。

第22章

錢上又は財産上の取引のための委任状が付され記載。又は個人的の使用の授與証書若しくは指図書を輸出する事ができる。前項の携帶品、引越荷物及び職業用具は、本人の個人的の使用に供せられ、且つ通常必要と認められるものに限る。十八條 本邦から引揚げる資格を有する中国人、台湾人、朝鮮人又は琉球人は、前條に規定する財産の外、本邦において商業又は個人的業務に使用し、且つ、質権その他法律上の拘束がないう重量四千ボンド下をこえない職業用具を輸出する事ができる。前項の職業用具で重量四千ボンドをこえるものは、主務大臣の許可を受けなければ輸出してはならない。第一項の職業用具で重量四千ボンドをこえ、且つ、前項の規定による許可を得られないものは、本人の責任において処置又は保管されるものとする。

三

(6) 昭和二十四年六月三日 政令第百九十九号 「財産及び貨物の輸出入の取締に関する政令」 拔粹
二條 占領軍貨物又は占領軍に属する者の財産を除き、本邦へ輸入し、又は本邦から輸出するすべての財産又貨物は、税關に申告し、通関しなければならない。
八條 大蔵大臣は、税關に引き上げられた本邦通貨を、日本銀行として個別保管証と引換えに連合国最高司令官の指示があるまで、本人名儀で保管又は保護預りさせるものとする。
朝鮮又は北緯三十度以南の南西諸島一帯の島を含む以下琉球といふ一へ引揚げる朝鮮人又は琉球人から提出され、又は引き上げられた本邦通貨へ旧本邦通貨を含む一について大蔵大臣は左の通り処理するものとする。
二條 琉球人の本邦通貨については一家族につき十万円をこえたる範囲で、ニユートヨーク・ナシヨナルシティ銀行東京支店にあらゆる琉球預託金勘定に対し、本邦において支拂うべき旨を記載した受領証と引換えに日本銀行として保管される。この受領証は、受けるたまに本邦から出国する際携帶する第一項の規定による。三十万円をこえる本邦通貨については第一項の規定による。
十七條 昭和二十年九月二日以前から本邦に居住し、永住の目的をもつて本邦から出国を許可された外國人は、本邦内又は本邦外に金融証書書類を携帶する。

四 前項第二号から第四号までの規定は左に掲げる行為について
一 是適用しない
二 若しくは役務の購入等の費用を支弁するための本邦通貨による支拂
三 非居住者の本邦において認められた内国事業を遂行するた
四 本邦通貨による支拂
五 他の規定又は政令で定める場合を除いて
六 何人も外国にある財産の取得の代償として又はこれらに關連して、本邦
七 おいて居住者に對し又は居住者のために支拂をしてはならない。
八 居住者が外国においてこれらの方をする場合も同様
九 何人も外國にある財産の譲渡の代償として又はこれに關連して
十 本邦において居住者から又は居住者のために支拂を受け
十一 居住者が外国においてこれらの方をする場合も同様
十二 何人も外國に他の規定又は政令で定める場合を除いて
十三 本邦において居住者から又は居住者のために支拂を受け
十四 同様とする。
一 債権に關する制限及び禁止

第五章 制限及び禁止
第一節 支拂
第二支拂の制限及び禁止
二十七條 この法律の他の規定又は政令で定める場合を除いては、何人も本邦において左に掲げる行為をしてはならない。
一、外國へ向けた支拂
二、非居住者に対する支拂又は非居住者からの支拂の受領
三、非居住者のためにする居住者に対する支拂又は当該支拂の

(7) 外國為替及び外國貿易管理法 第一章 総則 拠 榊
第六條 この法律又はこの法律に基く命令の適用を齊一にするため、左に掲げる用語は、左の定義に従うものとする。
一 本邦 その附屬の島をいふ
二 本邦以外の地域をいふ
三 居住者 本邦内に主たる事務所を有する自然人及び法人をいふ。非居住者の本邦内の支店法律上代理権があると否とにかかわらず、その主たる事務所が外國にあらざる場合においておいても居住者とみなす。
四 非居住者 居住者以外の自然人及び法人をいふ。

(7) 外國為替及び外國貿易管理法
第一章 総則

（昭和二十四年十二月一日）
法律第二二八號
粹拔

第四十一条
定國から出國する者に對する同條の規定の適用の方法及び程度を本
めなければならぬ。

107

昭和二十四年十二月一日
政令第三百七十八号
基
並びに同法の規定を実施する
規則第十四条の規定する
貿易管理制度法第十九條、第二十
四條、第六十七條、第二百一
八條、第三百七十八号
外國為替業者に對する同法の規
定を適用する場合に當る貨物を輸
出する者は、前項の規定に對する
手續に従い、通商産業大臣の書
面を受けることを要す。

第五条
略略略ら通る準外に委別にきは、
か商と決済より加第る承認を受ける
方替求工一承認の事務を輸出する
業者に對する手續に従い、通商産業
大臣は、前項第三号の規定による承
認を得なければならぬ。

108

(8) 輸出貿易管理令

第二條 略
（契約の許可）
第三條 支拂方法の証明

以下省略。別表第三上欄に掲げる者が本邦から出國する際、同表下欄に掲げる貨物を本人が携帶しえ又は税關に申告の上別途して輸出しようとするとき。

112

| | | | | |
|--|-----------------------------------|---|--|--|
| 三、永住の目的をもつて本邦から出 國する本邦人及び昭和二十年九月二日以前から本邦に居住し、永住の目的をもつて本邦から出 國する外国人 | 一、携帶品、引越荷物 | 1、携帶品、引越荷物 | 1、携帶品、引越荷物 | 1、携帶品、引越荷物 |
| 三、本邦から引き揚げる中国人、台湾人、朝鮮人及び琉球人 | 1、携帶品、引越荷物 | 1、携帶品、引越荷物 | 1、携帶品、引越荷物 | 1、携帶品、引越荷物 |
| 四、一時的に出国する外国人及び本邦人 | 本人の職業に使用される目的を有し、且つ、必要と認められる職業用具。 | 通常本人の職業に使用される目的を有し、且つ、必要と認められる職業用具。 | 通常本人の職業に使用される目的を有し、且つ、必要と認められる職業用具。 | 通常本人の職業に使用される目的を有し、且つ、必要と認められる職業用具。 |
| 五、船舶又は航空機の乗組員 | その他の法律上の拘束がない重量四十ボンド以内の職業用具。 | その他の法律上の拘束がない重量四十ボンド以内の職業用具。 | その他の法律上の拘束がない重量四十ボンド以内の職業用具。 | その他の法律上の拘束がない重量四十ボンド以内の職業用具。 |
| 六、船舶又は航空機の乗組員 | 本人の私用に供すると認められ | した貨物と相違する貨物につい ては、合法的に取得したこと を立証したものに限る。一 | た貨物と入国の際認められ た貨物と相違する貨物につい ては、合法的に取得したこと を立証したものに限る。一 | た貨物と入国の際認められ た貨物と相違する貨物につい ては、合法的に取得したこと を立証したものに限る。一 |

三

昭和二十年九月二日以後本邦へ入国した外国人及び外國に永住し、一時的に本邦へ入国した邦人、携帶品、引越荷物、通常本人の職業に使用される目的を有し、且つ、必要とする認められる職業用具。又、入國の際認められた貨物及び本邦において合法的に取得

別表第二 略
一、総価額五千円以下の貨物
法により行われる場合に限る。
二、総価額十八万円以下の無償の商品見本へ商品の注文をとるため
に、又は再生産の試品とするために使用することを目的とする
見本品で「商品見本・非売品」の表示を附したものに限る。
三、国際郵便により送付され、且つ、受取人の個人的使用に供され
る身廻品、家庭用品、職業用具若しくは商業用具を内容とする
小型包装物若しくは小包郵便又はその他の方法により送付され
る同様の小包。
四、遺骨
五、外國貿易船又は航空機が自己の用に供する船用品又は航空機用
品

参照
日本政府宛覚書 A G ○九一(二十一年一月九日) G S · S C
A P I N 六七七一九四六年一月二十九日一件名若干の外廓
地域を政治上行政上日本から分離することに因する覚書
日本政府宛覚書 A G 三一(二十三年五月二十八日) C C S

昭和二十五年一月二十八日 総理府令、大蔵省令、通産省令番一号
外國為替及び外國貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六條第一項第一号に規定する附屬の島とは、本州、北海道、千島列島（ゴヨマイ諸島を含む）、小笠原諸島、硫黄列島、大東島諸島、沖鳥島、南鳥島及び中鳥島、竹の島

四北緯三十度以南の南西諸島（口の島を含む）

この命令は、公布の日から施行する。

六 外交官又は連合國最高司令官がすべての貨物
指定する者

大蔵省告示第四百九十八号
外國為替管理令
一項の規定に上り同令第十九條第一項の大蔵大臣の許可を受けた
で支拂手段等の輸出又は輸入をすることができる場合を次の上
に指定する。
昭和二十五年六月三十日

大蔵大臣 池田勇人

日本邦から出国する居住者が一人につき二千円をこえない本邦通
貨を携帶輸出する場合、当該本邦通貨は本邦外の地においては、
日本船舶以外の場所で支拂に充てることはできないものとする。

日本邦に帰国する引揚者が左に掲げる証券又は債権を化体する書
類を携帶輸入する場合

日本政府が発行した郵便貯金通帳（もと日本の
野戰郵便局又は海軍軍用郵便所発行の貯金通帳を含む）郵便
年金証書又は簡易生命保険証書

日本邦の外國にあって日本政府が発行した恩給証書

日本邦の保險会社の外國にある支店が発行した保険証書

日本邦に於いて発行された本邦通貨表示の公債又は本邦に支店
ある事務所有する法人が発行した本邦通貨表示の公債又は本邦内に
掲げるものの外、本邦内における債権又は本邦内に

が一人につき二千円をこえない本邦通貨は、本邦外の地においては、拂に充てることはできないものとする。左に掲げる証券又は債権を化体する書が発行した郵便貯金通帳（もと日本の用郵便所発行の貯金通帳を含む）郵便保険証書に於ける支店が発行した保険証書を有する法人が発行した本邦通貨表示書外、本邦内における債権又は本邦内に

| 税番 | 品目 | 免稅される物品 |
|-----|--|---------|
| 二九九 | 亞麻、苧麻、ラミー、大麻又は黃麻の織物、その交織物及びこれ等の織維との交織物 | |
| 三〇〇 | 四半織布、紋織布及び繡織布一別項 内に掲げざるもの一 | |
| 三〇一 | 絹織物及び別号に掲げざる絹入の織物その他 | |
| 甲 | 絹製のもの | |
| 三〇二 | 上布一 織幅三二cmを超えない手織のもの は縞柄のもの一 | |

別表則
この法律は公布の日から施行する。

(15) 政令二百二十六年四月三十日
北緯三十度以南の東西諸島の生産に係る物品の原産地証明書
に關する政令
閣は、関税率法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律
十号）附則第四項の規定に基き、及び同項の規定を実施する
ため、この政令を制定する。

第一條 諸島の生産に係る物品の原産地証明書（以下「証明書」と
いふ。）は琉球貿易庁總裁の証明した証明書とする。
前項の証明書は、物品の記号、番号、品名、数量、価格、包

(14) 關稅定率法の一部を改正する法律（抜萃一）
國稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）の一部を次のよう
に改正する。
附則
4 南西諸島の生産に係る物品で、政令をもつて定める原產地証
明書を添付するもの、輸入税は、当分の間免除する。この場合に
において南西諸島とは、關稅定率法第十二條の規定によつて外
國とみなされる北緯三十度以南の南西諸島をいう。

口その他の

つむぎの織幅三二cmを
超え、四〇cmを超えたな
つに天然絹製のもので且
用した手織のもの一

第一 第二
し三へなに二へいの個数、
・猿原らお猿原産地にて証明書の有効期間一
附則は明証。明証書は、当該證明書に記載された物の輸入申告の日
この政令は、昭和二十六年五月一日から施行する。
内閣總理大臣 吉田田茂人